

令和7年8月20日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市下水道事業経営審議会

会長 川 原 尚 子

適正な下水道使用料のあり方について(答申)

令和7年3月26日付生下第323号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 はじめに

地方公営企業である下水道事業は、使用料収入によって経費をまかなう独立採算制が原則となります。

また、下水道事業に係る費用は、汚水処理に係る経費と雨水処理などに要する公費負担分の経費(一般会計が負担)に分かれ、汚水処理に係る経費は、下水道の恩恵を受ける受益者が、下水道使用料において負担することが原則です。

これらが原則であるにも関わらず、生駒市においては、経費回収率が約73%に留まり、類似団体や県内他市の平均値と比べて大幅に低く、一般会計からの繰出金に依存した経営状況が固定化されています。これは、下水道の利用者が負担すべき経費の一部を、下水道を使用していない方々が負担している状況であると言え、汚水処理に係る負担の公平性に大きな課題が生じています。

さらに、今後の下水道事業をとりまく環境は、人口減少や節水機器の普及などに伴い、下水道使用料が減少する中、物価上昇による維持管理費の増大や下水道施設の老朽化の進展による施設更新費用の増大が見込まれ、一層に厳しくなることが想定されています。

こうした現状を踏まえ、本審議会では、地方公営企業としてのあるべき姿に立ち返り、将来にわたって持続的な下水道事業を継続できるよう様々な観点から慎重に議論を行った結果、下水道使用料について改定することが適当であるとの結論を得たので、ここに審議結果を答申します。

2 目標と中間目標の設定について

地方公営企業における独立採算制の原則に基づき、適正な下水道使用料の目標として、「使用料単価を(税抜)150円/㎡に引き上げることにより、経費回収率を100%にすること」を設定しました。

しかしながら、一度の使用料改定で目標の使用料単価まで引き上げた場合、使用者の負担が急激に増加することから、適正な下水道使用料に至るための中間目標として、「使用料単価を(税抜)130円/㎡に引き上げることにより、経費回収率を86.5%にすること」が適当であると判断しました。

目 標 : 経費回収率 100% (使用料単価 税抜150円/㎡)

中間目標 : 経費回収率 86.5% (使用料単価 税抜130円/㎡)

※使用料単価とは、一般排水単価が適用される家庭分と中間排水単価や特定排水単価が適用される工場等の大口使用者分を合わせた全体の平均単価をいいます。

3 下水道使用料の改定について

(1)改定時期

令和8年4月1日施行

毎年度、一般会計から公費負担分以上の多額の補助金が下水道事業会計へ繰り出されている状況は、市の財政運営からも不適切であり、早期に改善する必要があります。

また、令和5年度生駒市下水道事業会計決算審査意見書において、監査委員から可及的速やかに料金設定を適正化すべきとの意見が示されています。

これらを勘案し、令和8年4月1日からの施行を目的に下水道使用料の改定を行うことが適当であると判断しました。

(2)算定期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

長期間の設定では予測の確実性を失う可能性があることから、5年間の算定期間を設定しました。

また、少なくとも5年に1回の頻度で、本審議会を開催し、使用料改定の必要性に関する検証を行うものとします。

(3)使用料体系の見直しについて

① 基本使用料の導入

基本使用料とは使用量の有無に関わらず賦課されるもので、全国的に多くの下水道事業(類似団体51団体中47団体で設定あり)で導入されています。これまで生駒市では、一般家庭を対象として使用量の多寡に応じて算定される従量使用料のみが設定されていましたが、少水量の利用者では下水道使用料で需要家費が賄えていない事態が生じていること、有収水量の減少が見込まれる中、経営の安定性を確保できることなどから、基本使用料を導入することが適当であると判断しました。

なお、基本使用料の額については、今回は基本使用料の新規導入であり、使用水量の少ない世帯の急激な負担増を考慮し、主に需要家費に基づき算定した月150円(税抜)としました。

※需要家費とは、使用量の多寡に関わりなく使用件数に応じて増減する経費で、生駒市では奈良県広域水道企業団へ委託する下水道使用料徴収事務委託料が該当します。(1月あたりの下水道使用料徴収事務委託料は 117.5 円/件と想定)

② 従量使用料の改定

基本使用料を導入した上で、中間目標を達成できる従量使用料を算定すると、従量使用料では13.1%の改定が適当であります。

なお、奈良県流域下水道維持管理負担金の算定と合致する排水区分に変更は行わず、全ての排水区分で同率相当の改定を行うことが、公平性の観点から適当であると判断しました。

③ 現行及び改定後の下水道使用料

改定後の下水道使用料は以下のとおりです。

なお、全体平均の改定率は18.9%となります。

【現行】

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	(税抜) 特定排水
	公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)	53円	106円	180円	253円

【改定後】

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	(税抜) 特定排水
	公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)	60円	120円	204円	286円
基本使用料 (1月につき)	150円			

月20㎡使用時の家庭用一般排水下水道使用料（税込）

【現行】2,332 円 ➡ 【改定後】2,805 円（473 円増加）

4 目標に基づく改定時期について

使用料改定後の経営状況や社会状況の変化などを勘案する必要があることから、令和12年度までに本審議会で使用料改定の必要性に関する検証を行った上で、令和13年度以降の然るべき時期に目標に基づく使用料改定を行うことが適当であると判断しました。

5 附帯意見

①基本使用料について、今回は新規導入であり、少水量世帯の負担増に配慮した額を設定しましたが、類似団体平均値(税抜688円)と比べて低く、使用料対象経費の7割を占める固定費を一定程度まかなうには不十分な水準であります。令和12年度までに開催される次回の審議会では、固定費を含めた適正な基本使用料の水準について議論を深める必要があります。

②使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいいため、使用者に改定の趣旨や内容などについて理解を得られるよう、積極的に情報を公開し、周知に努められることを要望します。

③総務省の繰出基準に基づき、使用料単価(税抜)150円／㎡をもって充てることができない経費は分流式下水道等に要する経費として汚水処理費用から控除されることから、使用料単価の目標値を(税抜)150円／㎡に設定しましたが、物価上昇傾向が続く中、この繰出基準が同じ内容で継続するかは不透明です。今後、繰出基準の改正や社会情勢の変化などが生じたとしても、一層の経費削減に努め、100%の経費回収率を目指して下水道事業を経営されることを要望します。

④生駒市下水道事業経営戦略に掲載の経費回収率向上に向けたロードマップについて、令和13年度以降の経費回収率及び使用料単価の目標数値が記載されていません。下水道事業の将来像をしっかりと示すためにも、具体的な目標数値をロードマップに記載されますよう要望します。

⑤企業債の償還年数について、支払利息の負担を少しでも軽減するため、10年間の償還期間を選択されていることは理解できますが、下水道管渠の耐用年数(50年)との乖離が大きく、一般会計からの繰出金が増大する要因となっています。償還年数を長期間で設定することには、世代間の負担の公平を図る意味合いがあることから、金利の動向を勘案した上で、企業債の償還年数の見直しに向けて、検証を行われますよう要望します。

【生駒市下水道事業経営審議会 審議経過】

区 分	開 催 日	審 議 内 容 等
第1回	令和7年3月26日	・委員紹介、正副会長選任、諮問 ・生駒市下水道経営審議会について ・経営戦略の概要について ・次回審議会の審議内容について
第2回	令和7年5月20日	・前回審議会の宿題 ・経費回収率の向上に向けた関連項目の説明 ・最終目標及び中間目標に設定について ・次回審議会の審議内容について
第3回	令和7年6月27日	・使用料体系の設定と改定時期について ・次回審議会の審議内容について
第4回	令和7年8月 7日	・事務局案の検証について ・答申書(案)について

【生駒市下水道事業経営審議会 委員名簿】

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者	川 原 尚 子	近畿大学 経営学部教授	会 長
	下 山 朗	大阪経済大学 経営学部教授	副会長
	横 田 慎 一	公認会計士	
団体代表	上 武 敏 一	生駒市商工会議所 副会頭	
	坂 本 剛 伸	生駒市自治連合会 副会長	
	田 中 淳 史	生駒市 PTA 協議会 書記	
公募市民	新 井 知 里	一般公募市民	
	中 田 優 子	一般公募市民	